

登録喀痰吸引等事業者 (登録特定行為事業者) 登録手続サポート



喀痰吸引等の研修を受講した介護職員等がたんの吸引を行うためには、以下の手続きが必要です。

- ①認定特定行為業務従事者の認定を受ける
- ②登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録を行う

介護施設の職員の方

- 喀痰吸引等研修を受講
- 「修了証」受領



これらの手続きを
当事務所にて
一括サポート
いたします。



介護施設の方

ご依頼

- 認定特定行為業務従事者
認定証交付申請
- 登録喀痰吸引等事業者
(登録特定行為事業者)
登録申請

認定・登録

申請

介護施設の職員の方
■ たんの吸引等実施



じょうほう



城宝行政書士事務所



042-502-6542 / 080-6469-3598

〒191-0032 東京都日野市三沢75 ハイツたちばな207号室

メール: joho-gyosho@tk2.so-net.ne.jp

URL : <https://joho-gyosho-office.jimdofree.com/>

